

2020年11月10日

苫小牧市長

岩倉 博文 様

脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会

会長 浦田 操

寿都町並びに神恵内村の核のゴミ最終処分場への文献調査応募問題に関わって

岩倉市長の意見表明を求める申し入れ

苫小牧市長岩倉様の日頃の市政活動に敬意を表し、併せて本日標記の申し入れをするものです。

本年10月、既に大きく報道されたように、後志管内寿都町並びに神恵内村が相次いで高レベル放射性廃棄物（以下、「核のゴミ」）の最終処分場への文献調査に応募をし、11月中にも調査が開始される運びとなっています。本事案の北海道及び500万人道民へ及ぼす影響は、農業漁業の第一次産業から観光分野など流通・経済は勿論、風評被害なども含め、住民の生活環境等々に至るまで、極めて重大かつ深刻なものになる可能性があることを私たちは強く懸念しています。

鈴木直道北海道知事がいち早くこれに反対を表明し、周辺自治体はもとより各級レベルの組織や団体からも反対若しくは慎重にと言う意見が多数寄せられていたにも拘わらず、両町村長がそれを無視して応募決定を強行したことには、深い失望を禁じ得ません。

そこで、以下に四点に亘って核のゴミ最終処分場文献調査応募に反対する私たちの考え方をお伝えし、苫小牧市長において是非とも下記のような意見表明されることを申し入れるものです。

第一は、北海道が2000年10月に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定していることです。同条例には罰則こそありませんが、核のゴミを拒否するという道民の意思を表したもので、自治体としては国内唯一となる条例です。核のゴミ処分場への文献調査応募はこの精神に反するのみならず、核のゴミの最終処分場候補となることで「低レベル放射性廃棄物」の処分場をも呼び込む可能性があり、さらには福島原発事故によって発生した1400万m³もの大量の汚染土やデブリなどの「最終処分場」になってゆく可能性も生じさせるもので、条例に反することは明らかです。

第二は、我が国の核のゴミ処分は核燃料サイクルによる再処理が前提ですが、この前提となる「核燃料サイクル計画」が現在機能していないだけではなく、今後の見通しそう立っていないことです。使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取りだし、それを高速増殖炉で燃やす計画でしたが、その中核となる高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉は2016年に決定されています。また、日本原燃六カ所再生処理工場はこれまで24回も竣工延長を繰り返してきており、本年7月に原子力規制委員会から安全対策が新規制基準に適合しているとする審査書が出されたからといって、その稼働に向けて順調に動き出すかどうかはまだ予断を許しません。再処理の技術や長期保管のための技術自体が世界的に見ても確立されているとは言えない今、核のゴミ処分場の建設を急ぐ理由はないはずです。

第三に、核のゴミの処分に関しては、日本原子力研究開発機構 JAEA が深地層処分に関する研究を行い、原子力発電環境整備機構 NUMO が処分地を決めるという形で進んでいますが、とも

に 300m 以上の深地層処分が最適且つ我が国でも可能であるという前提に立っています。しかし、深地層処分技術が未完成であるということは、2012年 9 月の日本学術会議内閣府原子力委員会への回答に専門的立場から述べられています。しかし、何より JAEA・幌延深地層研究センター自身がその研究を本年度から 2028 年度まで延長したことからも明らかではないでしょうか。

第四に、寿都町には黒松内低地断層帯が走り、神恵内村の沖合約 15km には北西から南東に凡そ 70km の海底活断層帯が横たわっています。積丹半島そのものが那須火山帯に属する後志火山群の延長上に位置しており、両者ともに核関連施設には「不適」な地勢であることは多くの専門家が指摘するところです。しかし、国にはそうした専門家の知見を生かす姿勢はこれまで見られませんでした。そのために、文献調査では都合のよいデータのみを恣意的に採用し、「適地」となる可能性が高く、黙っていれば確実に次のステップの概要調査へと進んでしまう危険性が高いことを私たちは強く危惧しています。「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」では、文献調査の対象となった地区の中から概要調査地区、ついで精密調査地区、そして最終処分施設建設地を選定しなければならないことが法的に規定されており、最終処分施設が寿都町もしくは神恵内村に設置される可能性は極めて高く、道民全体にとって看過できない重大な問題です。

以上述べてきたことは、残念ながら両地区的住民説明会でも十分に説明されていません。また、上掲「最終処分に関する法律」第 4 条では、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」とも規定されています。国や NUMO は、住民説明会では文献調査の後でも自治体の意思によって、次の段階に進まないという説明をしてはいます。しかし、「進まない」は凍結であっても、中止や中断ではなく、これを中止・中断するためには、2007 年に四国東洋町が行ったように「文献調査応募の白紙撤回」を求める以外にはないと考えます。そのためにも広範な道民や自治体の意見を寿都町および神恵内村に伝えることは重要です。他自治区の決定にもの申すことは一般的には控えるべきことではありますが、繰々上述したように北海道全体に関わる事案であり、苫小牧市長としても意見表明を行うことが是非必要であると考え、市民として強く申し入れるものです。

記

- 一、寿都町及び神恵内村両首長に対し文献調査応募の白紙撤回を求めるよう意見表明をしてください。
- 二、北海道を核のゴミ捨て場にさせない旨の意見表明をしてください。

以上

※ なお、本申し入れに対するご回答を 11 月 24 日迄に下記連絡先までお送り下さるようお願い申し上げます。

